

株式等振替制度における新株予約権付社債及び新株予約権の取扱要件の見直しに伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 25 年 1 月 31 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

株式等振替制度では、金融商品取引所に上場されていない新株予約権付社債については、当機構が定める要件を満たしたものに限り、取扱対象としている。現行の取扱要件は、新株予約権の目的である株式が振替株式であることや国内で発行されるものであることなどに加え、割当先を証券会社や銀行等の金融機関に限定したものである。一方で、近年においては、企業の資金調達手段の多様化を背景に、事業会社への割当や、特定目的会社（いわゆる S P C）、信託の機能を活用した新たな形態の商品が発行されるようになってきている。

そこで、当機構では、制度利用者の利便性、安全性の向上を図る観点から、当該要件を見直し、取扱対象の範囲を拡大することとし、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）非上場新株予約権付社債及び非上場新株予約権の取扱要件の見直し

割当先に係る要件を撤廃し、金融商品取引所に株式を上場している会社が国内で発行する新株予約権付社債及び新株予約権については、機構の取扱対象となるよう取扱要件を見直し、取扱対象の範囲を拡大する（規則第 2 条）。

（2）所要の規定の整備

非上場新株予約権付社債及び非上場新株予約権の取扱要件の見直しに伴い、必要な語句等について、所要の規定を整備する（規程第 6 条、規則第 3 条、規則第 240 条、規則第 242 条、規則別表 1）。

3. 施行日

平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

以 上